

富岡町における避難指示区域の解除について（案）

令和5年11月21日

原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、富岡町において設定された帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域について、『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（平成30年12月21日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、解除することを決定する。

2. 上記1. の解除は、令和5年11月30日午前9時に行う。

※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考1参照。

※ 避難指示解除の要件については、参考3参照。

3. 本決定を踏まえ、富岡町に対し、別添のとおり指示を行う。

以上

(別添)

指 示 (案)

令和5年11月21日

富岡町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、富岡町において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和5年11月30日午前9時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

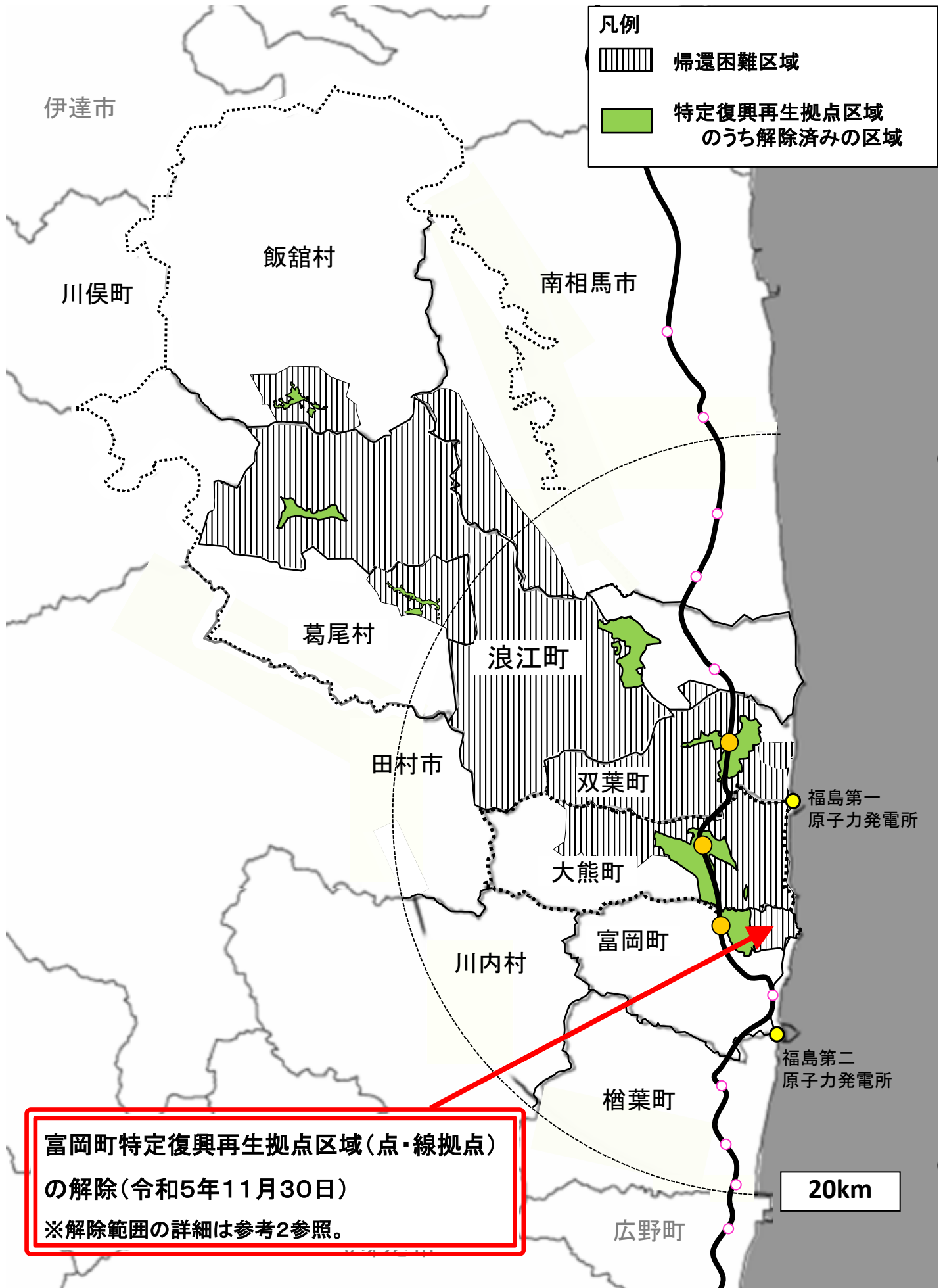
以上


富岡町

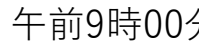
帰還困難区域	<p>富岡町大字小良ヶ浜 字赤坂のうち48番地、314番地、 315番地、401番地5から6、 404番地3から4、 405番地2から3、616番地 字松の前のうち45番地</p> <p>県道小良ヶ浜野上線※帰還困難区域の全区間、県道広野小高線※帰還困難区域の全区間、町道1007号（宮の原小良ヶ浜線）※帰還困難区域の全区間、町道2004号（小良ヶ浜線）※帰還困難区域の全区間、町道3090号（赤坂線）（大字小良ヶ浜字赤坂278番1地先から大字小良ヶ浜字赤坂213番1地先まで）、町道3174号（新田小良ヶ浜線）（大字小良ヶ浜字赤坂777番地）、町道3091号（松葉原線）、※帰還困難区域の全区間及び法定外道路（大字小良ヶ浜字松の前378番地先から大字小良ヶ浜字松の前45番地先まで）</p>
--------	--

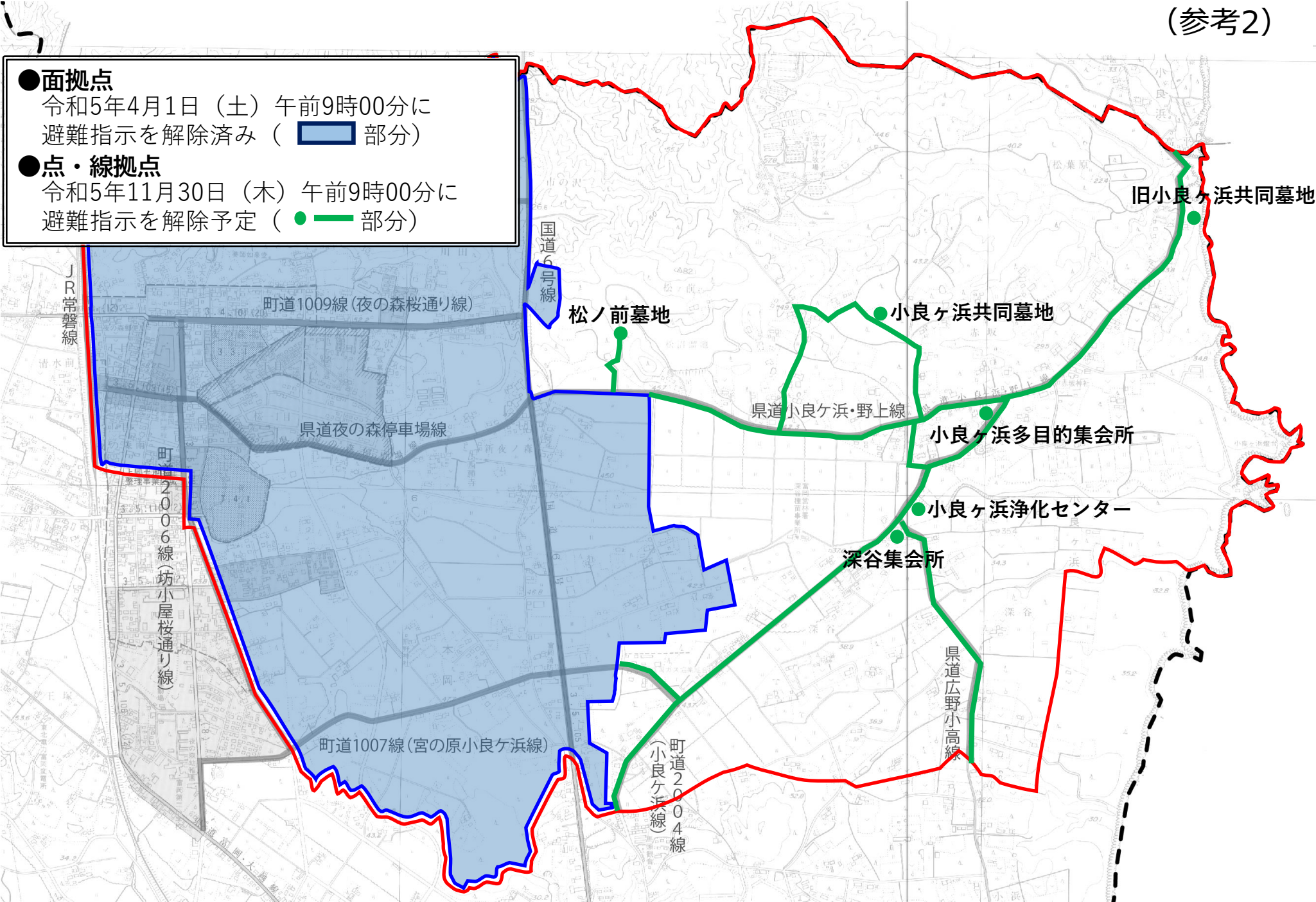
避難指示区域の概念図

(参考1)



●面拠点
令和5年4月1日（土）午前9時00分に
避難指示を解除済み（部分）

●点・線拠点
令和5年11月30日（木）午前9時00分に
避難指示を解除予定（部分）



避難指示解除の要件について

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂
(平成27年6月12日原子力災害対策本部決定・閣議決定)(抄) /
特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて
(平成30年12月21日原子力災害対策本部決定)(抄)

○避難指示解除の要件(「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日 原子力災害対策本部より))

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議